

平成30年度第2回  
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成30年5月30日（水）14時開会  
場 所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）2階1号会議室

## 1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第2回北海道環境影響評価審議会を開催いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中9名の委員のご出席をいただいております、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第2回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところをご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回の審議会におきまして、新得発電所建設計画の準備書につきまして答申案のご審議をいただいたところでございますけれども、審議会の後、一部文言の調整等を行った上で5月7日付で答申をいただき、答申の内容に沿いまして、同日付で経済産業大臣に対しまして知事意見を述べたところです。委員の皆様には、これまで大変熱心にご審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の議題についてですが、寿都町風力発電事業計画の配慮書1件となっております。本事業は寿都町が事業者となるものでございまして、アセス法の対象となります道内の風力発電事業の中で市町村が事業者となります初のケースとなります。アセスの制度上は、事業者が民間であっても市町村であっても手続は同様となりますので、委員の皆様には、引き続き慎重なご審議をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

### ◎連絡事項

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図です。それから、資料1-1が9ページございます。資料1-2は1枚だけです。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、1件です。

本日の議事は、第1回目の審議となる（仮称）寿都町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の

審議の時間を合わせ、40分程度を予定しております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○池田会長 本日もよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、秋山委員と山下委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日1回目の審議となります(仮称)寿都町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要、1次質問とその事業者回答の説明をお願いいたします。

○事務局(植村主任) まず、事業の概要ですが、お手元の配慮書の図書を使って説明させていただきますと思います。

1ページをお開きください。

1の事業者ですが、先ほど課長からの説明にあったように、寿都町となります。

続きまして、3ページをお開きください。

寿都町における町営風力発電事業の位置づけが書いてございます。中身は省略しますが、この事業による収益につきましては町のさまざまな補助事業に充当され、町民の生活を支える重要な事業となっているということが書かれております。

続きまして、8ページをお開きください。

事業実施想定区域は、寿都湾の一番奥側の寿都町と黒松内町にまたがる約675ヘクタールで、赤色の線で囲った部分となります。

続きまして、11ページをお開きください。

発電所の出力、規模ですが、最大4万9,000キロワット程度でして、括弧書きにありますとおり、2,000キロワットですと24基、3,000キロワットですと14基程度を想定しております。

続きまして、12ページをお開きください。

これは、資材等の運搬ルートです。基本的には、岩内港で水揚げし、国道229号を通過して区域内に搬入することになっております。

続きまして、13ページをお開きください。

下のほうですが、事業実施想定区域周辺の既設風力発電所について、現在稼働中のものを表示してございます。上から五つ目の風太風力発電所までが町営の風力発電所であり、全部で11基、出力1万6,580キロワットとなっております。それから、一番下の島牧ウィンドファームというのは他の民間事業者の風力発電所となります。

続きまして、14ページをお開きください。

計画中の風力発電所についてですが、この審議会でもご審議いただきました尻別風力発電所がございまして、これは準備書まで終了しています。それから、月越原野風力発電所というのは、要綱に基づく案件でして、今後、準備書が出てくる予定です。

既存のものと計画中のものにつきましては、15ページに大体の位置が載っておりますので、後で参照していただきたいと思っております。

特に、この図でいきますと、B案が事業実施想定区域ですが、この中に町営の既存風力発電所がありまして、それを拡大したのが16ページです。想定区域内のこのあたりに既存の風力発電所があり、1基の出力が一番大きいものは2,000キロワット級です。

続きまして、36ページをお開きください。

河川の状況です。想定区域の中央部に2級河川の朱太川が流れており、中央を蛇行しながら通っております。

続きまして、119ページをお開きください。

重要な自然環境のまとまりの場の状況ということで図が載っております。想定区域内にはエゾイタヤシナノキ群落があり、比較的既存の風力発電所に近い場所に存在します。

続きまして、120ページをお開きください。

同じく、自然環境のまとまりの場ということで、海岸部にはすぐれた自然地域や保安林があります。

続きまして、126ページをお開きください。

主要な眺望点についてですが、寿都神社や月越高原など、西側に4地点が選定されております。

続きまして、129ページをお開きください。

人と自然との触れ合いの活動の場の位置図でして、浜中海岸野営場など、10地点が選定されております。想定区域内にも4地点ほど選定されております。

続きまして、158ページをお開きください。

住宅等の状況ですが、配慮すべき施設として、福祉施設や学校、住宅の状況が載っております。ピンク色の小さな点が住宅等の位置となります。北東のところに歌棄慈光園や寿都寿海荘などの福祉施設等があります。

続きまして、208ページをお開きください。

砂防指定地位置図でして、想定区域の南部に砂防指定地域が存在しております。

続きまして、228ページをお開きください。

風車の影の関係の記載ですが、下に表がありまして、事業実施想定区域中の住居数が載っております。この区域の中には全体で224戸となっております。

続きまして、261ページをお開きください。

景観の主要な眺望点についてですが、事業者が可視領域図をつくっております、その考え方が書かれております。261ページの②の下に風力発電機の想定配置の説明があり、

事業者は、地形等を考慮し、配置可能であると考えた仮配置場所を想定したとし、次の図を参照ということで、265ページをお開きください。

小さくて見づらいのですが、小さな緑色の点が仮設風車設置予定位置であり、ここに設置した場合の可視領域図となります。

最後になりますけれども、274ページをお開きください。

総合的な評価の結果として、環境要素ごとに環境影響が懸念される事項とそれに対する環境配慮の内容が記載されてございます。評価結果としては、各環境配慮を実施することで各要素とも重大な影響を回避、低減できるということです。

以上が事業概要と図書の説明でございます。

続きまして、資料1-1をごらんください。

1次質問を既にやっておりますので、その事業者回答が来ておりますので、何点か抽出してご報告申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

まず、質問番号2-1です。

既設の風車群の景観について、地域の住民にとっての原風景という記載がありますが、そのように認識している理由を聞いております。これに対して、本町における風力発電事業は平成元年から取り組んでおり、町が事業実施主体として実施していることもあり、風力発電の学習も町内の小・中学校で行われてきている、そういう風力発電設備のある風景が当然となっていることからこのような表現にさせていただいておりますとのことです。

次に、質問番号2-4です。

区域内に多くの住居等が存在しているが、こうした特に配慮が必要な施設や住居は区域から除外して一定の離隔距離を確保すべきではないか、そのようにしなかったのはなぜか、こうした施設や住居への影響をどのように考えたのかを聞いております。これに対して、既存の町営風力発電所のリプレースを想定していること、さらに、既設の送電線等も考慮したため、特に配慮が必要な施設が事業実施想定区域内に含まれた設定という、今後につきましては、適切な離隔距離を置くよう配慮して検討していきますとのことです。

次に、質問番号2-7です。

既存施設に関して住民とのあつれきは生じていないのか、また、騒音や風車の影に関する苦情の発生状況を聞いております。これに対して、住民とのあつれきは生じていない、理由としては、本事業としては町営風力発電事業であり、収益金が町の財政にとっての大きな財源となっていることから自分たちにもフィードバックされているという認識によるものと考えている、それから、騒音に関する苦情は特になく、ただ、運転開始当初に風車の影が気になるという住民の声はありましたとのことです。

続きまして、2ページをごらんください。

質問番号2-16です。

発電所の最大出力4万9,000キロワット程度に対し、想定している単機出力によっ

て14基から24基と幅があるが、より具体的な計画がどの段階で示されるのかを聞いております。これに対して、今後、計画熟度を高めるとともに、系統連系枠の確保についての情報等、方法書段階においてより具体的な事業計画をお示ししますとのことです。

続きまして、3ページをごらんください。

質問番号3-1です。

第3章では記載の誤りが数多くありましたので、それを指摘しております。これに対して、方法書以降にきちんと直して反映しますとのことです。

続きまして、4ページをごらんください。

質問番号3-30です。

区域内に重要な自然環境のまとまりの場があるが、それは当初から除外すべきだったのではないかということを知っております。これに対して、方法書以降において、可能な限り区域から除外しますとのことです。

続きまして、5ページをごらんください。

質問番号3-32です。

主要な眺望点として地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所が入っていない、当該眺望点があれば、それらへの影響についても予測、評価の結果をご提示くださいということを知っております。これに対して、なれ親しんでいる場所に該当する眺望点があれば方法書以降において反映しますとのことです。

続きまして、6ページをごらんください。

第4章になりますけれども、質問番号4-1です。

これは、専門家へのヒアリングについてです。本配慮書では、既存資料の収集のみとなっておりますが、専門家等への知見の聴取及び現地調査を実施しなかった理由はなぜですかと聞いております。これに対して、平成26年度に環境省のモデル事業をやっており、そのモデル事業で既に専門家へのヒアリングを実施している、比較的最近の情報なので、今回は改めて専門家等へのヒアリングは実施しませんでしたとのことです。

ただ、今後の話となりますが、方法書の作成に当たっては改めて専門家等への知見の聴取を実施する方針とのことです。

次に、質問番号4-2です。

既設風力発電所の設置前後で騒音や超低周波音の調査は実施しているのでしょうかと聞いております。これに対して、平成15年、19年に導入した風力発電所建設に当たっては、NEDOのガイドブックに基づく環境調査を実施するとともに、騒音、低周波に関する事後調査を行っているとのことです。下のほうに何デシベルという結果のデータがありますが、それらの結果につきましては、住民説明会を開催し、広く理解を得ている状況にありますとのことです。

次に、質問番号4-4です。

騒音の評価結果についてです。評価結果の書きぶりについて、以下の点に留意すること

によって重大な環境影響が回避または低減されるものと評価したという記載になってございますが、現時点の配慮書の段階でこうした断定的な評価は不適切ではないかと指摘しております。これに対して、事業者が実行可能な範囲で環境保全措置等を講じることにより影響が回避、低減されることについて検討した結果、このような評価としていますとのことです。

これは騒音についてですけれども、以下、ほかの項目についても同様の質問をしておりますので、その説明は省きます。

次に、質問番号4-5です。

これも評価結果についてですが、騒音について重大な影響を回避または低減するため、十分な離隔距離を確保する必要があると考えられるが、留意点にはそれら必要な環境保全措置の記載が具体的でないため、追記すべきではないかと聞いております。これに対して、今後の現地調査結果や住民意見等を踏まえ、適切な離隔を確保する旨を追記し、方法書以降に反映しますとのことです。

これについても以降のほかの項目について同じような質問をしております。

続きまして、7ページをごらんください。

質問番号4-12です。

既設風力発電所の過去のバードストライク及びバットストライクの発生状況を聞いております。これに対して、ほぼ毎日、設置場所等の巡回をしていますが、発生への報告はないとのことです。

続きまして、8ページをごらんください。

質問番号4-25です。

景観の関係でして、まず、①として、視認可能性の把握に際して、先ほど図書で説明しましたけれども、風力発電機の配置は事業者が地形等を考慮し、配置可能であると考えられる仮配置場所を想定したとありますが、安全側を見て事業実施想定区域の外周に風車を仮配置すべきではなかったかを聞いております。また、②として、仮配置場所は既設風車の設置場所とほとんど同じ位置にあり、東側の風車付近では、福祉施設に近接しているほか、住居に近接している箇所もあるということから、この仮配置場所は影響の程度に留意した配置なのかを聞くとともに、仮配置場所設定の考え方、実際の風車の配置の考え方について説明を求めています。これに対して、仮配置場所については、当該区域において、これまで地域住民から理解が得られていることを踏まえ、現状の配慮書段階においては既設風力発電機近傍を想定している、今後、現地調査結果等を踏まえ、影響の程度に留意した適切な風車配置を検討していきますとのことです。

最後になりますが、9ページをごらんください。

質問番号4-33です。

総合的な評価ということで、取りまとめについてです。評価結果について、現時点では事業計画の熟度が低く、風車の配置や規模等が決まっていない時点で、重大な影響を回避

できると断言しているが、そういう断言はできないと考えるということで、事業者の考えをお聞きしております。これに対して、各保全措置を講じることに加え、既設風車に対する住民からの苦情、トラブルは発生していないこと、また、本配慮書手続において住民意見を聴取するほか、今後、現地調査を実施し、適切な風車配置を検討すること等により、当該区域における事業については重大な影響を回避できると考えているとのこと。

質問と回答の説明は以上でございます。

ここで、今後の予定についてです。

今回の審議会は6月15日に予定してございますけれども、その際には答申案のご審議をいただきたいと思っております。委員の皆様からの2次質問につきましては、期間が短くてまことに申しわけございませんけれども、この後、メールで様式を送らせていただきますので、2次質問がございましたら6月5日までに事務局までお知らせいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 確認です。

建設工事にかかわることが一切書かれていませんが、これはこちらから特に指摘しなくても、今後、計画が進んではっきりしたらやってもらえるということでのいいですね。

○事務局（植村主任） 工事中の予測、評価につきましては、他の事案の配慮書でも同じように、まだ具体的に内容等が十分決まっていない段階ではできないということでのやっていないところです。

○事務局（竹澤課長） 今の段階では、計画の熟度が非常に低く、工事中のことまでは計画を立てられないということなので、それについての指摘は今の段階ではなかなか難しいと考えてございます。

○佐藤委員 今でなくてもいいのですけれども、最終的にはやっていただけるのかということ。

○事務局（竹澤課長） 当然、これから方法書や準備書の段階でしっかり指摘していきたいと考えております。

○秋山委員 私からも一つ確認です。

現行の風車との関係がよく見えないのですけれども、13ページの表の上から五つが区域の中にある現行の風車ですよ。2011年建設という新しい風車もあるのですけれども、それも撤去するのですか。

○事務局（植村主任） 1999年から2011年まで段階的に整備されておりますが、多分、いっぺんに新しいものをどんと建てることにはならないかと思えます。順次整備するようなことを町として検討しているということで、具体的な話はまだわからない状況です。

○事務局（竹澤課長） 事業者からはリプレースという言葉が出てきているのですけれど



も、現行の風車は設置された年代がばらばらで、耐用年数が来る前の撤去はなかなか考えづらいのだろうなど我々も思っています。ただ、リプレースの考え方は配慮書の中ではよくわからないので、2次質問で事業者を確認したいと考えております。

○秋山委員 もう一つです。

現行の風車の規模とかなり違う出力になりますよね。規模でいうと3倍ぐらいの規模で、少なくとも11基から14基にふえるわけで、出力が低い発電機を建てると非常に基数がふえると計画の中でなっていると思うのです。この影響については現行では受け入れられているというような位置づけになると思うのですけれども、ここまでの出力の違いがあって、例えば基数がふえることになると、影響は今とはかなり違ってくると思うので、その考え方について質問をしていただければと思います。

○事務局（武田主幹） そのあたりも含め、事業者側の考えを改めて確認してまいります。

○池田会長 今の件に関しては私も非常に気になっていて、どうも全体像がよく見えないので。

1次質問の質問番号2-2から質問番号2-4までには、おっしゃったようにリプレースという言葉が出ていますが、これは、B案の場合はリプレースと考えていいのか、A案とC案に関しては新設となるのか、その辺の関係がこの配慮書ではよくわかりませんので、その辺を明確に聞いていただければいいかなと思います。

また、住民説明会等で騒音や低周波等の苦情が出ていないということですが、今、秋山委員がおっしゃいましたとおり、今度建てるものとはかなり規模が違っております。それから、町の施設に対する町の聞き取りに対し、町民がどこまで回答できるかです。今いろいろと騒がれているような世間的な回答のしづらさ等も当然あると思いますし、もう少し客観的に根拠を示す必要もあるのではないかと思いますので、そのあたりも2次質問に含めていただければと思います。

○事務局（武田主幹） 了解いたしました。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○隅田委員 今までのことに関係していることですが、図書の16ページに現在建っている風力発電所がありますね。今と同じところに建てるというのはわかるのですけれども、103ページの図を見ますと、このあたりには樹林地があるのですね。そこで、そこを多少切り開いたりするようなことがあるのかどうかという可能性についてお聞きしていただきたいと思います。

それから、同じ103ページの図の中に数字がいろいろ書いてあって、図の説明を見ると、植生自然度入りと書いてあるので、植生自然度だと思いますけれども、99とか98という数字がありますよね。

○事務局（竹澤課長） 9と8ですね。

○隅田委員 それでは、このところは確認していただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） 一部について、次のページにさらに拡大しているものがあって、

これでも99と見えますが、これは9と9が並んでいるのだと思います。ただ、これについては改めて確認いたします。

○玉田委員 5ページにA案、B案、C案と出ていて、配慮書では7ページにB案を抽出することと書かれていて、その後はB案を中心に評価されているのですが、この段階でA案とC案のように建てることはないという判断でいいのか、念押しをしておいてください。

要するに、最初の段階でA案やC案を出しているのに、後で配慮書の手続をすっ飛ばして、次の段階でA案、C案で準備を進めることがないよう、確認をしてほしいということです。

○事務局（武田主幹） わかりました。

○事務局（植村主任） 第2章では、想定区域を設定する際に、町の他の計画もございまして、AからCの三つの区域を想定しているのですが、その中でA案とC案は選ばず、B案を選び、今後はB案でやっていくということなので、A案とC案はないと思います。

○玉田委員 つまり、A案とC案はこの段階で配慮書から外れたということで、以後ないということですね。

○事務局（竹澤課長） 事務局としてはそう考えているのですけれども、念のため、事業者にはA案とC案はもう採用せず、B案で行くことで間違いないかについて確認したいと思います。

○玉田委員 ここに建てるなら配慮書の段階からもう一回やり直してよという意味合いを込めて質問してください。

○事務局（竹澤課長） 8ページで事業実施想定区域が赤枠で示されていますので、この配慮書ではこの枠が事業実施想定区域という前提でつくられております。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○河野委員 図書の4ページと5ページに設備整備区域の説明があつて、5ページに設備整備区域として楕円形の青い丸が書かれていますが、この設備整備区域の意味となぜわざわざここに出してきたのかを教えてください。

○事務局（植村主任） この三つの案についてですが、4ページの（a）のところをらんください。寿都町再生可能エネルギー推進基本計画で施設整備区域が設定されておまして、それをA案からC案とし、検討対象エリアとしたと書いてございます。

○河野委員 そのことではなくて、青い楕円の設備整備区域というものについて、4ページの上から6行目から説明がありますよね。そこを読むと、再生可能エネルギー法が云々と書かれているのですけれども、ここの意味がよくわからないということです。これは、A案やB案ということとは違う場所に囲われていますので、違うものだと思うのですけれども、なぜわざわざこれを書いたのかという意味がわからないのです。

また、4ページの（c）を見ると、その文言の中に、設備整備区域及び社会インフラ整備状況を勘案しと書いてあるので、既にこれがあつた上での想定区域の選定になっていると思うのですけれども、それをわざわざここに書いた意味についてです。

○事務局（植村主任） 5ページの図の紫色の楕円で囲っている部分の意味合いを2次質問で聞くということでしょうか。

○河野委員 はい、結構です。

それから、細かいことですが、5ページの図についてです。

風力発電所凡例とあって、ピンク色やオレンジ色で丸が書かれていますけれども、私にはどこに何があるのかがわかりません。これはもう少しわかりやすくするか、むしろ、これをとって、細かいところは次の16ページあるなど、そういうふうを書くべきではないかと思います。

ピンク色などの薄い色はわかりにくいので、そういうことにも気をつけながら図をつくっていただきたいと思います。

○事務局（植村主任） それは今後の話ということでしょうか。

○河野委員 そうですね。今後書くとすればということ結構です。

○事務局（植村主任） わかりました。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） 施設整備区域とA案、B案、C案の関係についてですが、資料1-1の質問番号2-3でもその関係を聞いております。

町の再生可能エネルギー推進基本計画における対象エリアを基に、さらに、計画中や既設事業を包含するように、A、B、Cの区域について、5ページの赤い枠をくくったとの回答を得ております。

○河野委員 わかりました。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 1次質問の資料の3ページの質問番号3-12で、ヤマドリは道内に生息しない種ですと言っていることについてです。

これは武田主幹が10年以上前に詳しく調べたと思いますが、道内放鳥種であって、生息がなかなか確認できておりません。確かに、野鳥の会の人たちからいろいろ聞いても情報は上がってこないのですが、10年ぐらい前に、場所は忘れたのですが、道南地方のある役場からヤマドリの明確な写真を提示され、それを確認しています。また、道の外来種としてブルーリストに載せてあるのです。

生息状況はまだよくわかりませんが、うちの道南地区野生生物室で熊を追いかけている方たちに山の中の情報を聞くと、未確認の情報ですが、たまに見るという情報があります。状況はよくわかりませんが、北海道で放鳥して、ほとんど定着していますが、わずかに定着している可能性があるので、頭からいないと決めつけないほうがいいと思います。

○事務局（武田主幹） 貴重な情報をありがとうございます。

これは、既存の文献の中に名前があったということで、出典の根拠などを改めて確認してくださいという質問をしております。ただ、そういう知見もあるということで、今後、

事業者とやりとりしていきたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○隅田委員 資料1-1の8ページの質問番号4-25、あるいは、9ページの質問番号4-33にかかわることです。

事業者回答の中で地域住民から理解が得られていること等を踏まえ、あるいは、住民からの苦情トラブルは発生していないなどというようなことが書いてありますけれども、審議会として本当にそうであるかは確認できるのですか。あるいは、そうした資料はあるのでしょうか。もしないとすれば、どのようにして確認できるかは質問するべきだと思います。

○事務局（竹澤課長） 2次質問の中で理解が得られていることを客観的に示すものがあるかどうかを確認したいと思います。

○隅田委員 それでは、苦情について、そもそも質問したことがあるのかどうかも含めてお聞きしていただきたいと思います。

それから、6ページの質問番号4-4についてです。

低減される可能性がある等とすべきではないでしょうかということに対して、回避または低減されると判断しておりますという回答のようですが、事務局としてはそれで納得したのでしょうか。

○事務局（植村主任） 評価結果については、断定的に書いており、納得していないことから質問で指摘してございます。

○隅田委員 どういうことでしょうか。

回答としては低減されると判断したとなっておりますけれども、それでよいかどうか、事務局として納得したのかどうかをお聞きしたいのです。

○事務局（竹澤課長） 配慮書の段階では、環境保全措置が確実に実施されるのかどうかや実施されたら具体的にどのように影響が低減されるかというのはまだはっきりと定量的にわからない部分もありますので、断言するというのは今段階ではなかなか難しいのではないかと考えております。

○隅田委員 私もそう思うのですね。ということは、やはり、「低減される」と書くのではなく、「低減されると判断した」と書くなどの配慮が欲しいところだと思います。

○事務局（竹澤課長） この辺の表現についても改めて確認いたします。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

○河野委員 資料1-1の2ページの質問番号2-15についてです。

系統連系の見通しについて聞いており、答えとして、確保できていないので、わからないと書いてあるのですけれども、何か情報があったら教えてください。これは、ひょっとしたらできないかもしれないということも含めて考えているということですか。

○事務局（武田主幹） このあたりについては北電との関係もあって、今後熟度が高まっていくものだと思います。そのため、現時点では先の見通しがはっきりしないところもあ

ります。今わかるのは、この配慮書に書かれている段階までです。

○河野委員 わかりました。

風力発電施設がどんどんできていって、系統連系のほうがだんだん問題になってくるとは思うのですね。これについて初めて聞きましたけれども、今後、こういうことは十分起こってくると考えていいのですよね。

○事務局（竹澤課長） 事業者が計画したとしても、実際に北電の受け入れの枠がないと手続が進んでいかないということになるかと思えますけれども、そういう事態は今後も出てくる可能性があります。すなわち、計画は作成したけれども、結果的に北電との系統連系がうまくいかず、事業化が進まないというケースは出てくる可能性はあると思えます。

○河野委員 それは、環境影響評価のプロセスの時間と北電の申請がおりてくるというプロセスの時間差で、最初に配慮書を書いてしまわなければいけないということが起こることですか。先に配慮書や準備書まで行って、その後にだめになるということも十分あるということですか。

○事務局（武田主幹） そのようなことはこれからも出てくるかと思えます。

○山下委員 参考までに2点伺いたいと思えます。

一つは、既設風車については道のアセス手続を経ているのかどうかです。もう一つは、先ほどのご質問に関係するのですが、これまでいろいろと審議している中で途中の段階で事業廃止した計画があるのかないのかです。

これらについて教えてください。

○事務局（植村主任） 過去、アセス手続をやって廃止したものについてですが、日本海沿岸で計画していたものは、配慮書までやったのですけれども、廃止されてございます。現在、寿都町に建っている町営発電所は、アセス法の対象となる以前に設置されたものであるということで、アセスの手続はやってございません。

○池田会長 根室のものも途中でやめましたね。

○三谷委員 参考のためにお伺いいたします。

16ページの図では、既設の風車のほとんどが黒松内町の側に建っておりますが、それが寿都町の設置になっているのはどのような経緯があったからなのかはご存じでしょうか。

○事務局（植村主任） 説明はしなかったのですけれども、3ページの質問番号2-21をごらんください。

ここでは、既設の風車の一部は黒松内町に設置していますが、寿都町の施設でありながら黒松内町に設置した経緯を聞いております。資料の1-2となりますが、景観等に配慮し、直線的に並べた結果、2基だけが黒松内町に入ったと聞いております。

○三谷委員 直線にしたのは景観の問題ですか。直線にしたから2基が黒松内町に入ってしまったということですか。

○事務局（植村主任） 質問番号2-21の回答はもう少し細かく書いておりまして、周

辺では、土砂の採取などがやられていて、制約があったこと、また、景観上の配慮ということで、一部が黒松内町に設置されているというような回答になってございました。

○三谷委員 ②で今後の事業想定でも黒松内町と協議を行っているのであればと書いてあるのですが、そういう場合は黒松内町の町民の意見も今後聞くということですか。

○事務局（植村主任） 今回、想定区域には黒松内町も大きく入ってございますので、黒松内町民の理解も得ながら今後進めていくのは当然だと思います。

○三谷委員 最初のところで、売電したものは、寿都にフィードバックされていて、補助金のような形になっていると言っていますよね。そうすると、今後、黒松内町に設置された場合、黒松内町にも得られた利益を分配していくことになっていくのかなという気もしたのですけれども、寿都町における町営風力発電事業の位置づけということで、寿都町内のことしか書いていなかったのも、今後、黒松内町のことについても書いていくのかどうかを確認していただければと思います。

○事務局（竹澤課長） 了解しました。事業者を確認いたします。

関係地域が寿都町と黒松内町になってございまして、今回、公告、縦覧に当たっても黒松内町民にもわかるように周知は図られております。今後の住民に対する説明会は、当然、寿都町では実施すると思うのですけれども、黒松内町ではどうするのかというようなことも事業者を確認していきたいと思います。

○池田会長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、2次質問があれば6月5日までに事務局宛てに寄せていただきまして、次回の答申に向けて作業を進めていくことになるかと思いますが、どうかご協力をよろしく願いいたします。

それでは、これをもって本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 本日は、1事業でしたが、ご審議いただき、ありがとうございます。

次回の第3回北海道環境影響評価審議会は、6月15日金曜日の14時からを予定しております。場所は、今回と同じく、赤れんが庁舎の2階1号会議室の予定です。詳細が決まりましたら改めてご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上